

議案説明書

総合政策部 市民税課

提出議会：令和3年第5回定例会

1 案件名

議案第65号 佐野市税条例の改正について

(市民税課所管部分)

2 概要

地方税法及び地方税法施行令の改正に伴い、所要の規定を整備する。

3 理由、趣旨、目的等

【市民税】

- ①個人市民税の非課税限度額等における扶養親族の取扱いについて、30歳以上70歳未満の国外居住親族を原則適用対象外とする。(第24条、第36条の3の3、附則第5条)
- ②特定公益増進法人等に対する寄附金のうち、出資に関する業務に充てられることが明らかな寄附金を寄附金税額控除の対象から除外する。(第34条の7)
- ③特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)について、令和9年度まで5年間延長する。(附則第6条)

4 その他の事項

①の施行日 令和6年1月1日

②及び③の施行日 令和4年1月1日

議案説明書

総合政策部 資産税課

提出会：令和3年第5回定例会

- 1 案件名
議案第65号 佐野市税条例の改正について (資産税課所管部分)

- 2 概要
地方税法の改正に伴い、所要の規定を整備する。

- 3 理由、趣旨、目的等
【固定資産税】
 - ・固定資産税の課税標準に係るわがまち特例の特例割合を創設する（特定都市河川浸水被害対策法又は下水道法に規定する雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例割合を3分の1と定める。）。（附則第10条の2第17項）
 - ・上記の規定の追加に伴う項ずれを整備する。（附則第10条の2第18項及び第19項）

- 4 その他の事項
施行日 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日